

総行行第294号
平成29年12月27日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について（通知）

平成28年12月20日に、地方分権改革に係る「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

これに伴い、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第322号。以下「改正令」という。）が本日公布され、下記第3に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 財務会計制度に関する事項

私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、使用料及び手数料に係る延滞金並びに賃貸料、物品売払代金、寄附金及び貸付金の元利償還金に係る遅延損害金が追加されたこと。（第158条第1項関係）

第2 大都市特例に関する事項

指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の付議先が都道府県都市計画審議会から市町村都市計画審議会に変更されたこと。（第174条の39第3項関係）

第3 施行期日

改正令は、公布の日から施行するものとされたこと。ただし、第2及び第4に関する規定は、平成30年4月1日から施行するものとされたこと。（改正令附則第1項関係）

第4 大都市特例に関する事項に係る経過措置

第2に関する規定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の39第1項の規定により指定都市に適用があるものとされる土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第1項の規定による事業計画の縦覧の開始の日（以下「縦覧開始日」という。）が平成30年4月1日以後である土地区画整理事業に係る指定都市の事務の処理について適用し、縦覧開始日が平成30年4月1日前である土地区画整理事業に係る指定都市の事務の処理については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正令附則第2項関係）